

質問に対する回答書

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容
1	仕様書	3	5 業務内容 (5) 消費者への対応	<p>対応するパート社員を糸島市商工会様で募集および採用していただくことは可能でしょうか？</p> <p>※業務に関する教育は受託者で実施します。</p> <p>➤採用管理を含めて委託と考えております。自社での対応が難しい場合、第三者との提携などで対応してください。</p>
2	仕様書	3	5 業務内容 (5) 消費者への対応	<p>上記1に沿って雇用したパート社員が、病欠ややむを得ない理由での退職の場合、ある程度の期間対応窓口の常時2名体制を遵守できなくなる可能性があるかと思われませんが、よろしいでしょうか？</p> <p>➤人員が不足する場合は、早急に代替要員を手配して極力欠員が出ないように努めてください。やむを得ず欠員が出る場合は、事前にご相談ください。</p>
3	仕様書	3	5 業務内容 (5) 消費者への対応 ウ	<p>・消費者の募集期間とは7月1日～31日と考えて良いのでしょうか。</p> <p>➤対応窓口を設置する期間は、令和5年7月1日から令和5年7月31日までです。</p> <p>・本会に対応窓口とありますが、こちらは、商工会の中に設置をするという認識で良いですか？</p> <p>➤糸島市商工会館に設置いたします。</p> <p>・要員2名の手配に具体的な指示はありますか？</p> <p>➤対応窓口の業務は、対面でのスマートフォンやアプリ等の操作サポートですので、相応の能力を有した方をご手配ください。</p> <p>・対応窓口は、消費者用であれば、コールセンターとの業務内容と重複するのではないかと思います。別の目的での設置とお考えですか？</p> <p>➤電話対応が難しい案件について、実際にスマートフォンの画面を見ながらの対面サポートを目的として設置いたします。</p> <p>・もし、普及啓発が目的であれば窓口において受け身ではなく、外に出て勉強会の実施などをした方が良いかと思えます。</p>

				<p>➤対応窓口は、消費者の購入申込のサポートのため、設置いたします。委託料は、発行管理運營業務の上限 24,000 千円とは別に予算立てしているキャッシュレス普及啓発事業の委託料上限 500 千円範囲内です。</p> <p>対応窓口に加えて、普及啓発に関する独自の取組があれば、キャッシュレス普及啓発事業の委託料上限 500 千円の範囲内で、別途ご提案ください。</p>
4	仕様書	4	5 業務内容 (8) 商品券の換金 エ	<p>クレジットカードやコンビニエンスストア決済から入金され、尚且つ、未換金分残高については、受託者が管理するという認識で良いでしょうか。(昨年は、商工会管理だったと記憶しています)</p> <p>➤昨年通り、商工会での管理を想定しています。</p>
5	仕様書	6	7 数値目標	<p>参加店舗数 600 店舗が目標数値になっていますが、もし、参加希望店舗が増えた場合にかかる費用は追加見積りで対応は可能でしょうか？</p> <p>➤お問い合わせの事案については、追加見積への対応は可能です。ただし、追加で発生した費用が当然に全て追加見積りの対象となるものではありません。正当な理由によるもののみ対応いたしますので、追加見積りが必要となる場合は、事前にご相談ください。</p>
6	仕様書	7	1 1 委託料の支払い	<p>・委託料の概算払いは可能でしょうか。</p> <p>➤委託料の概算払いは可能です。ただし、振込手数料は振込済分に限るなどの制限が一部ございますので、契約時に個別に相談対応いたします。</p> <p>・プレミアム分(30%・9,000 千円)の概算払いは可能でしょうか。</p> <p>➤商品券の換金原資は、商工会にて管理するため、プレミアム分の概算払いは不要と考えております。ただし、提案内容により受託者が換金原資を管理となった場合は、概算払いが可能です。支払いの時期につきましては、受託者と協議のうえ決定いたします。</p>
7	仕様書	2	5 業務内容 (1) 担当者の設置 ア	<p>統括責任者常駐する必要はございますか？</p> <p>➤統括責任者は常駐する必要はございません。</p>
8	仕様書	2	5 業務内容 (2) 【電子商品券】 の作成 ケ	<p>「完売するまで」と記載がありますが、これは最大いつまでの期間が範囲となりますか？</p> <p>➤最大は使用期限である令和 6 年 1 月 31 までです。 (参考) 昨年度の完売日：令和 4 年 10 月 19 日</p>

9	仕様書	3	5 業務内容 (6) コールセンター 業務	<p>コールセンターについてですが、設置場所に指定はございますか？（例えば糸島市内等）</p> <p>➤設置場所に指定はございません。</p>
10	仕様書	8	1 4 その他留意事項 (5)	<p>委託積算にて経費変動するものとありますが、これは契約締結した受託金額範囲内かどうか？</p> <p>➤原則、契約金額の範囲内と考えております。ただし、やむを得ず契約金額を超える場合や、見積時点から単価が大きく上がる経費が発生する場合などは、極力ご対応したいと考えておりますので、事前にご相談ください。</p>